

(総 則)

第 1 条 受注者（以下「乙」という。）は、別紙図面及び仕様書、内訳書並びに発注者（以下「甲」という。）の指示に従って履行期限までに、委託業務（以下「業務」という。）を完了して、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、乙は、その契約代金を支払うものとする。

2 業務に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、協議、承諾、解除及び催告は、書面により行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委任の禁止)

第 3 条 乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任してはならない。

(甲の調査権)

第 4 条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し、業務の実施状況などの報告を求め、又は実地に調査することができる。

(業務内容の変更)

第 5 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し又は業務の全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議して、契約金額又は期間を変更するものとする。

(委託期間の延長)

第 6 条 乙は、天災事変その他乙の責めに帰することができない事由により、期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、期間の延長を求めることができる。この場合においては、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰する事由により期間内に業務を完了することができないときは、甲は、乙から違約金を徴収して期間を延長することができる。

3 前項の違約金は、延滞日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの率は閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日当たりの率とする。）で計算して得た金額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(損害の負担)

第 7 条 乙は、業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の故意又は過失による場合においてはこの限りでない。

(検査及び引渡し)

第 8 条 乙は、業務を完了したときは、速やかに甲に対してその旨を報告し、又は成果物を搬入し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の報告があったときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直し、再検査を受けなければならない。

4 第 2 項の検査に合格したときをもって、業務を完了し、又は成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、成果物が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。

(契約不適合責任)

第 9 条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目

的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないうでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託料の支払)

第10条 乙は、第8条第2項の規定による検査に合格したときは、甲の定める手続きに従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(前金払)

第11条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の工期を保証期限とする同法第2条第5号に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、乙の請求により、契約金額の10分の3以内の額（5,000万円を限度とし、10万円未満の額を切り捨てる。）を前払金として支払うものとする。

2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証書」という。）を甲に提出した上で、前払金を請求しなければならない。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払うものとする。

(前払金を支払った場合における部分払の限度額)

第12条 第11条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、支払うべき部分払の金額から前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第13条 甲は、第11条の規定により前払金をした後、委託内容の変更及びその他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は、返還させることがある。

2 乙は、前項の規定により、甲が前払金の追加払を認めた場合において、その追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以降、保証契約を変更し、変更後の保証書を甲に提出した上で、請求しなければならない。

3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以降、甲が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき第6条第3項の規定により計算して得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

第14条 乙は、委託期間が延長された場合は、甲がその必要のないと認める場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託期間が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証書を甲に提出しなければならない。

(前払金の使途制限及び返還)

第15条 乙は、前払金をこの委託に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解除された場合は、既に支払われた前払金を直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額につき第6条第3項の規定により計算して得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 16 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 18 条又は第 18 条の 2 の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) この契約に関して、公正取引委員会の乙に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令若しくは同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令が確定したとき又は同法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条の 3 第 16 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第 17 条 甲は、業務が完了するまでの間は、第 16 条及び第 16 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第 18 条の 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条の規定により業務内容を変更したため当初の契約金額が 2 分の 1 以上減少したとき。
- (2) 第 5 条の規定による中止の期間が当初の契約期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条の 3 第 18 条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等の効果)

第 19 条 この契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）には、第 1 条第 1 項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約代金」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約代金は、甲乙協議の上、定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除等に伴う措置)

第 19 条の 2 業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、第 11 条の規定による前払金があったときは、

乙は、当該前払金の額を甲の指定する日までに返還しなければならない。この場合においては、第13条第4項の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等で、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第11条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額を既履行部分契約代金から控除するものとする。なお、乙は、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、甲の指定する日までに、当該余剰額を甲に返還しなければならない。この場合においては、第13条第4項の規定を準用する。
- 3 乙は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第16条、第16条の2、第19条の3第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第17条、第18条又は第18条の2の規定により契約が解除されたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、民法の規定に従って、甲乙協議の上、定める。

(甲の損害賠償請求等)

第19条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第16条又は第16条の2の規定により、成果物の引渡し後に契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第16条の2の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項に該当する場合（第16条の2第8号から第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第19条の4 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定により契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第10条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 19 条の 5 甲は、引き渡された成果物に関し、第 8 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指図又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指図又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相 殺)

第 20 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に対して支払うべき代金と相殺し、不足があるときは、これを追徴するものとする。

(賠償の予定)

第 21 条 乙は、第 16 条の 2 第 9 号又は第 10 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 16 条の 2 第 10 号のうち乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 22 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、協議、承諾、解除及び催告は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義を生じたときは、必要のつど甲乙協議の上、定める。

上記契約の証として本証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。